

大阪市消防局からのお願い

消防機関へ通報する火災報知設備の 通報機能の点検又は試験の方法について

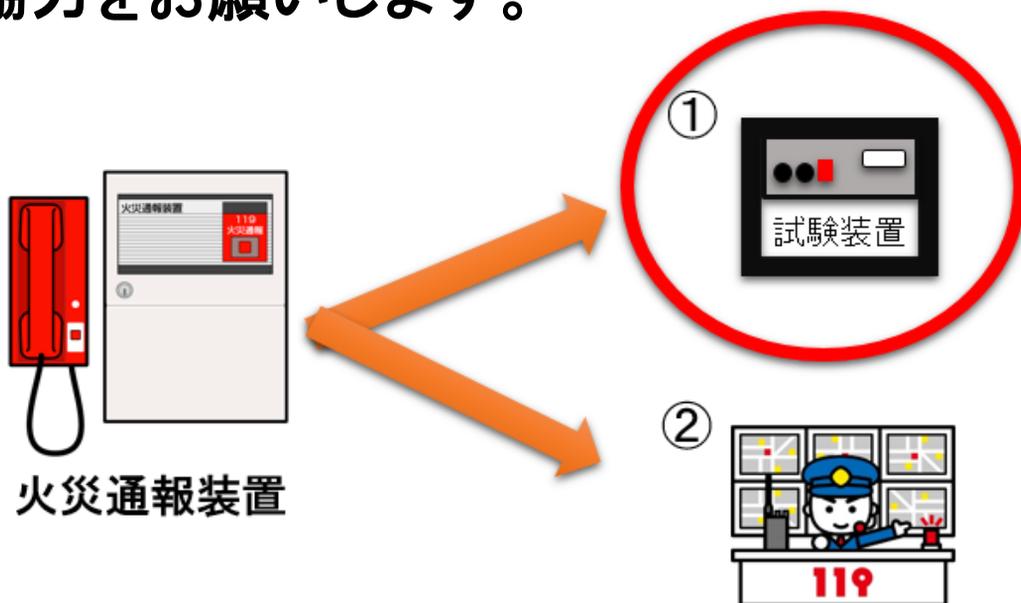
消防機関へ通報する火災報知設備(以下、「火災通報装置」という。)の点検時又は試験時の通報機能の確認(以下、「通報試験」という。)につきましては、①試験装置を用いて行うか、②当局(指令情報センター)において直接行う方法が実施されています。

大阪市内では、火災、救急等の災害に関する通報件数が増加し、指令管制業務がひっ迫している状況です。

当局としましては、災害に関する通報の対応を最優先にし、迅速な災害対応を維持する必要があります。

以上のことから、

点検時又は試験時の通報試験につきましては、**試験装置** により行っていただきますよう御協力をお願いします。



●設置や改修に伴う消防検査や消防訓練時の通報訓練につきましては、これまで通り対応させていただきます。

・通報試験が実施されるパターン

| | | | |
|------|------|----|----|
| 消防検査 | 消防訓練 | 点検 | 試験 |
|------|------|----|----|

●やむを得ず、点検時又は試験時の通報試験を指令情報センターで直接行う場合の注意点

- (1) 必ず指令情報センターに事前連絡し、通報試験の対応が可能であることを確認してから行ってください。
(指令情報センター連絡先:06-4393-5731)
- (2) 火災通報装置の点検又は試験である旨を伝えてください。
- (3) 119番通報による連絡はしないでください。
- (4) 災害の発生状況によっては、事前連絡や通報試験に対応できない場合がありますのでご了承ください。

ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。



大阪市消防局

予防部規制課:06-4393-6438

指令情報センター:06-4393-5731

